令和元年防衛省令第一号

に関する省令 律の施行に伴う自衛隊法施行規則等の特例び運営のために必要な特別措置に関する法 令和七年に開催される国際博覧会の準備及

自衛隊法施行規則等の特例に関する省令を次のよ ために必要な特別措置に関する法律の施行に伴う 第四条第四号及び第五条の規定に基づき、平成三 条第三項第三号並びに国家公務員の留学費用の償 法律第二百号)第五条において準用する同法第二 公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三 成三十一年法律第十八号)の施行に伴い、並びに うに定める。 十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営の 還に関する法律(平成十八年法律第七十号)第十 十七条第四項及び第五十五条、自衛隊法施行令 (昭和二十九年政令第百七十九号) 第五条、国家 条において準用する同法第三条第三項第一号、 運営のために必要な特別措置に関する法律(平 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及

第七項に規定する派遣職員に関する次の表の第 十五条第一項において準用する同法第二十五条 運営のために必要な特別措置に関する法律第三 二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句 欄に掲げる省令の適用については、同表の第 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とす

四十号) 一

第 百 二七 令和七年に開催され年 法 律功績があつたもの(平成七たり、特に推賞に値する

|号。|る国際博覧会の準備及び

下運営のために必要な特別

和二十九年条

行規則 (昭

| 派等に関する法律(平成七||関れる防衛省の職員の処遇||国六||国院機関等に派遣さ

1衛隊

<u>|</u>| 法施第

欄

第

欄

第

第

欄

第四欄

び及項二第二の条十三第四	頁一第二(の条十	三第										
自流又		<u></u> ک ګ		のつ績	す賞	特に推	ダ 業 機	遣て	でいり	■「 「派遣 ・ 遣	れ派	にの第	第い法員派遣
衛派は官場を		//- '	は衛	たが	るに	にた彳	う務 関	遣 て 先 、	でう。	員 - と「派遣隊(以下		よ規一	第二条いう。) と 遇 電
ル (人)	/h= Lo LH 1	5	官	もぁ	功値	推り、は	<u>このの</u>	の派	\sim	と 隊 下	者さ条会	り定項	条じと遇職
	衛定に	お指と	自衛				値 す	行に定	十用 - 四 す =	上 兼 会 伝	者条第一	た項会者の特	項においました。
会 交流派遣	による	て第う	衛官				á	当業	条る		一博	で規措	おっこーに
遣派 ¹	以よニュアリー	単三 』	Ì				功	に当たり、	第博第一	育博を	項覧	あ定法	い、博年関で第一等はます。
会派遣自衛官交流派遣自衛官	、「派五	五五又					る功績があ	行に当たり、特に特定業務をいう。	項会工	真会 が	規特	りた者であつて、博覧会定項の規定により派遣さ項会特措法第二十五条第	おいて準用する博の、)第三十五条第「博覧会特措法」「再覧会特措法」
衛官では、	「博覧会派」	る条は					あ	特 に 推 :	に特し	こ特()	定措	、り十	用十特第法す五措十律
又	シ見 さ 男 1	界 男 門					った	推。)	現 括 は	っ疳の法の	り伝る第	時 ボ ユ 覧 遣 条	9 年 指 十 年 る 条 法 八 (
(み)	ア「博覧会派遣り派遣された自中五条第一項の	おいて集用する専覧会寺揖法第三十五条第一項にりという。)又は博覧会特					£	賞に遂	一十四条第一項に規定する用する博覧会特措法第二	て第特	条第一項に規定する博覧会(博覧会特措法第十四	、博覧会協1十五条第一	
博	直目の 1	守に特					の	に逐				000	覧一と 。成
	マス 省で 質量に 変	防衛省職員							5	う 令 九	(昭 支	寒冷地手員に対す	
) 六 【 【 】	対成る環境	学省								子) 第三十九年総理	和船	寒冷地手 員に対す が衛省の	
	日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	費 職								サ) 分第三十五 九年総理府	(昭和三十支給規則	手すの	
七令 項		<u>サ 貝</u> - 大 第								五. 桁	十則	当る職 条七第	条四十五第
			吕 玉	如 か 15	久 汁:	田みき	き わ エ	ブド 形体	担力で	マスノア			
	Z III I		員あをる	親の項族扶の			きお五 よい多		拘児ほけ号	言る に 、自 掲		に本十あ邦三	
	\sim \sim	고		の養表		ろ 進 を	t) -	<i>₩</i> ₩	7)- F	A /A 11	另員	る外	
第一とい遺五す五措十律事	更準開同	業務				る-	えて準用える	第第	十り-	トお号 丘い	成別三措	びれ十	
第一項に規定する第一項に規定する (博覧会特措法) という。) 内博覧会特措法 (平成三十一号 (次条第一項に起定 (世覧会派清 (本の) (世界) (世界) (世界) (世界) (世界) (世界) (世界) (世界	は 備 催 じ 寺 及 さ 。	務				職員を除る	きて 弟)淮 五	九号	四派コ	ュい とて 笠	三雅	び運営の	
項に規定する場所では、一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一	がれ、					をま	き用条	たた	本さり	育準 三	_ E	営国の際令	
規符 覧次項会項い以三指	世営のでは今日では一日では一日では一日では一日では一日では、日日では、日日では、日日では、日					除 く。) 記) すに	掲掲	邦れ-	一用十	年関	のために必 際博覧会の	
では では では では では では では では では では	この際令					\ __\ _\ \righta\right\right\right\right\right\right\right\right\right\right\rig	を法い	けるげぇ	たいの	ロッム かん	法る	に会年	
る第覧遣一定法い)博年月	見た博和						見第で	職自	あるま	見同第	成三十一年法律第別措置に関する法律	必のに	
第一項に規定する博覧会第一項に規定する博覧会特措法第十四条第一項において『博覧会特措法第二十十方。》第三十五条第一項において『博覧会特措法第二十三条第一項において『博覧会特措法第二十三条第二十三条第一項に規定する派遣職員(次条第一号において『博覧会特措法第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	め寛工					D) O	りたを見戻りてする法第二条第において読み替	晃第九号に掲げる職員及び (第八号に掲げる自衛官、	る十四 本邦外にある職員 にり派遣されている職員	と法一こ第項	一十一年法律第十八置に関する法律(平	を 要な 特 及	
会条会」お派十月十特第名	よ必のに					ŧ	第替	び耳	員 :	ŧΞŒ	八平	特及さ	

項二第条九章	第	号一第条七第	5
を 同 じ 。 。) 又 は	業企派職流又職流又 務業遺脈は の先の遺交 が遺交	t t
及び第二号に規定する勤 という で は 関 会 所 という で が の 博覧会 に 規定する派遣職員 (という で 業務 (博覧会 に 規定する 派遣職員) という で 実務に係る 労働者 災害 に 規定する 通勤 (当該特定業務に係る 労働者 災害 に 規定する 通勤 (当該特定業務に係る 労働者 災害 に 規定する 通勤 (当該特定業務に係る 就業の 場所 に 規定する 通勤 (当該特定業務に係る 就業の 場所 に 規定する 通勤 (当該特定業務に係る 就業の 場所 という で という で は は 関 に 規定する が ま が は が に お い が に 規定する が ま が に 規定する が ま が に 規定する 派遣職員 (という で ま が に 対 に は に は に は に は に は に は に は に は に は)``	交流派遣職員が一会派遣職員が一会派派遣職員が一会派派遣職員が一会派派遣職員の派遣先定業務	は は は は は は は は に は に は に は に に に に に に に に に に に に に

2	